

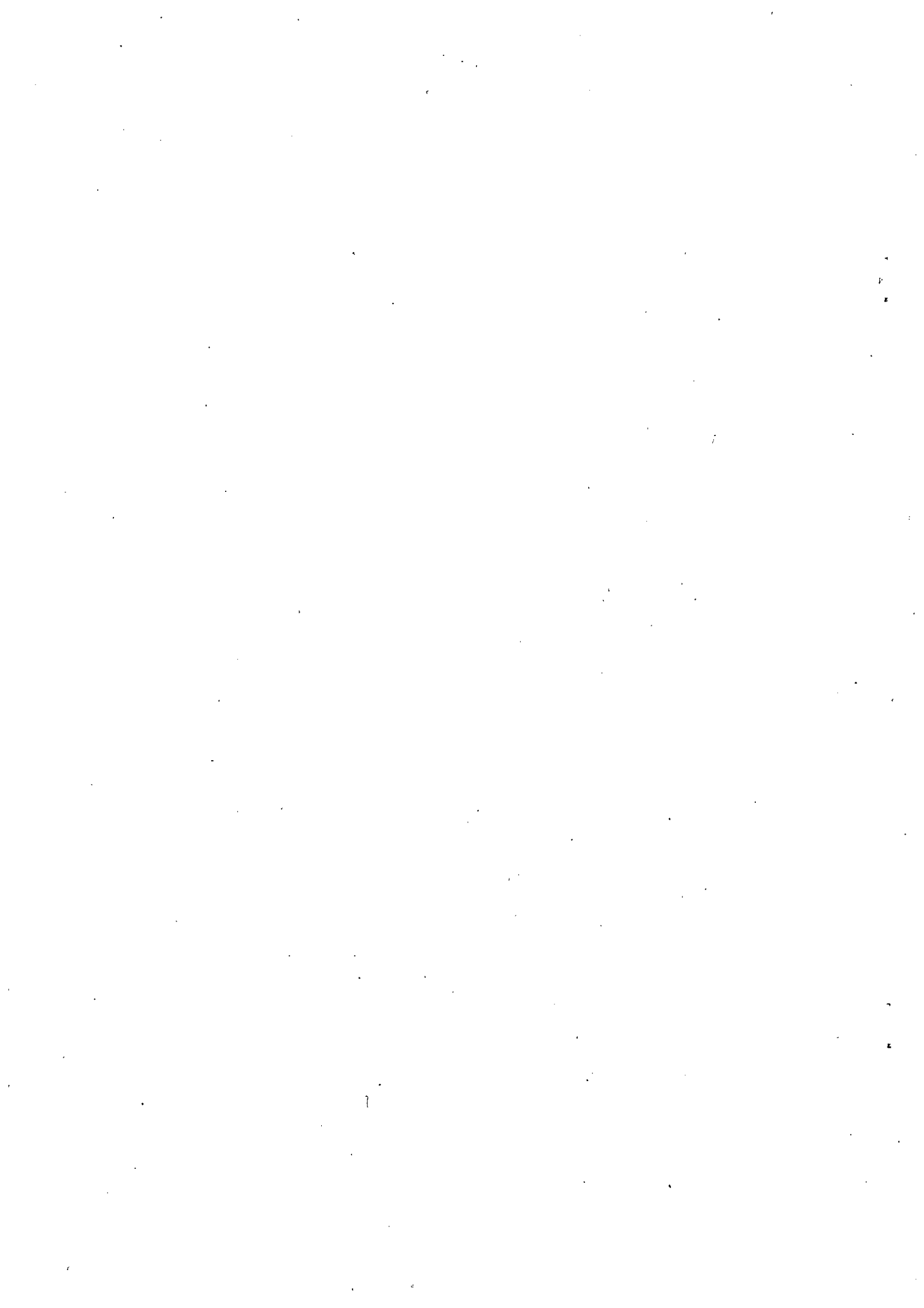
福祉生活病院常任委員会資料

(平成31年3月6日)

〔件 名〕

- 1 第30回全国「みどりの愛護」のつどいの準備状況について
(緑豊かな自然課)・・・1
- 2 ユネスコ世界ジオパーク再認定に係る審査結果について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・3
- 3 鳥取県消費者教育推進計画の改定(案)に係るパブリックコメントの実施結果
について
(消費生活センター)・・・4
- 4 消費者教育教材「エシカルソング『お金名人』DVD」の作成について
(消費生活センター)・・・6
- 5 鳥取県住宅供給公社の経営健全化方針の策定について
(住まいまちづくり課)・・・7

生活環境部



第30回全国「みどりの愛護」のつどいの準備状況について

平成31年3月6日
緑豊かな自然課

本年5月18日(土)、鳥取市で開催する「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の準備状況について、実施計画(案)の検討等を行う「第2回実施本部会議」の開催結果等を報告する。

1 第30回全国「みどりの愛護」のつどい第2回実施本部会議

- (1) 日 時 平成31年3月1日(金) 午前11時から
- (2) 場 所 鳥取県庁第2庁舎4階 第22会議室
- (3) 出席者 本部長：鳥取市都市整備部長、総括副本部長：鳥取県生活環境部長、
副本部長：国土交通省中国地方整備局建政部都市調整官
委員：中国地方整備局・県・市関係課長、鳥取県体育協会事務局長
オブザーバー：鳥取県造園建設業協会、鳥取県観光連盟、鳥取市観光コンベンション協会、
鳥取県東部医師会、鳥取県看護協会

(4) 議事概要

- ・第30回全国「みどりの愛護」のつどいの実施計画に係る内容(行事内容、会場計画、輸送計画、宿泊斡旋等計画、招待計画、レセプション等)について確認した。

2 実施計画(案)の内容(抜粋)

(1) 行事内容

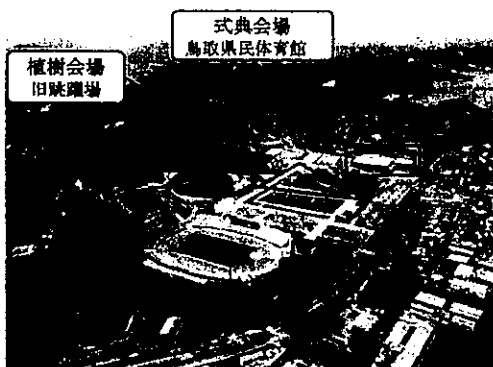
(※ゴシックは出演団体)

時刻	項目	内容及び出演者等
7:55~8:55 (60分)	受付	○招待者及び参加者の受付(約850名) ○おもてなしコーナー オープン
9:00~9:10 (10分)	ウェルカム演奏	○演奏 鳥取県立鳥取西高等学校オーケストラ
9:15~9:50 (35分)	プロローグ	○演奏 鳥取サクソフーンクラブ ○芸能 百花繚蘭(傘踊り) ○合唱 鳥取大学混声合唱団フィルコール
10:05~10:08 (3分)		○趣旨説明、登壇者紹介
10:10~10:44 (34分)	式典	○国歌斉唱 ○挨拶 国土交通大臣、鳥取県知事、鳥取市長 ○「みどりの愛護」活動事例紹介 ○第30回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰 ○第30回「みどりの愛護」のつどい記念鳥取県都市緑化功労者知事表彰 ○誓いの言葉(鳥取市内小学校児童)
10:48~	植樹会場へ移動開始	
11:21~11:31 (10分)	記念植樹プロローグ	○芸能 因幡舞獅子舞
11:51~12:02 (11分)	記念植樹	○記念植樹 国・県・市の関係者、全国の代表記念植樹者 計60名程度

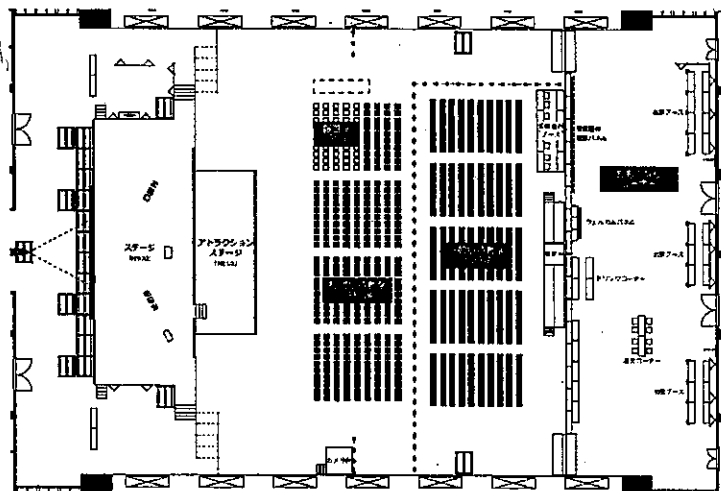
(注) 上記は、今後、変更になることがある。

(2) 会場計画

コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク(鳥取県立布勢総合運動公園)を会場とする。



(会場位置図)



(式典会場「県民体育館メインアリーナ」見取り図)

【おもてなしコーナー】 … 式典会場（県民体育館）内

- ・鳥取の魅力をアピールするため、鳥取県の食材の試食・試飲の提供及び観光情報等を発信する。

＜試食・試飲の食材候補＞

ジビエ（シカ）、鳥取和牛、しいたけ、お米（星空舞）、
らっきょう、生きくらげ、牛乳、鳥取の水 など



【会場緑化装飾】 … 歓迎とおもてなしの気持ちを込めて、会場内を緑化装飾する。

- ・ウェルカムコンテナガーデン
県内農業高校（4校）各校が考えたテーマに沿って制作したコンテナガーデン
- ・ナチュラルコンテナガーデンプランター 30鉢（歓迎メッセージ立札100枚）
平成30年秋、湖山池オアシスパークで開催された「花と緑のフェア」に来場された市民に植栽、
製作いただいたプランター
- ・会場内に設置する飾花プランター 300鉢程度
県内農業高校（4校）が分担して制作するプランター

(3) 輸送計画

- ・無料シャトルバス運行：行きは、「鳥取駅」及び「鳥取砂丘コナン空港」から会場へ運行
帰りは、「鳥取駅」及び「湖山池（フェア会場）」へ運行
※湖山池（フェア会場）から、30分毎に、空港、賀露、砂丘、駅へ周遊運行
- ・会場内駐車場：招待者及び関係者用の駐車場（第1駐車場、第2駐車場）

(4) 宿泊・視察旅行計画

鳥取市内宿泊施設の斡旋及び視察旅行（4コース）の斡旋を行う。

- ・東部3コース（砂丘・砂の美術館・仁風閣、あおや和紙・鹿野城下町、佐治アストロパーク）
- ・中部1コース（白壁土蔵群・なしっこ館）

(5) 記念レセプション

式典前日の5月17日（金）に、ホテルニューオータニ鳥取において、大臣・知事表彰団体など200名規模の記念レセプションを開催する。

(6) その他

1) PR用マーク

＜デザインの方考＞

- ・都市の緑は、緑化ボランティアの方々の日頃の維持管理の活動によって支えられていることを、「ジョウロ」による水やりによって表現している。
- ・記念植樹の樹種に選定されたマメナシ、ヤマボウシの花の模様を入れ、都市緑化をイメージする緑色を基調に作成した。

【活用策】 缶バッジ等PRグッズ、チラシ、のぼり旗での活用、広報誌など



2) 記念弁当

招待者向けに斡旋を行う記念弁当の検討を行っている。（1,000円/個）

- ・2月14日（木）に、検討会メンバーによる委託業者提案の弁当（2つの案）の試食を行い、鳥取らしさと栄養バランスで上回った弁当を採用することとした。

＜検討会メンバー＞

鳥取情報文化研究所 所長 植田 英樹 氏（地域の食文化専門家）
一般社団法人麒麟のまち観光局 市谷 沙織 氏（元調理師学校講師）
鳥取市健康子ども部中央保健センター 主任 竹田 あゆみ 氏（管理栄養士）
鳥取市都市整備部長 網田 正 氏（「みどりの愛護」のつどい実施本部長）

- ・今後、検討会での意見を受けて、採用した弁当の改良を行い、記念弁当を発表する予定である。

ユネスコ世界ジオパーク再認定に係る審査結果について

平成31年3月6日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観光戦略課

昨年8月6日から9日にかけて実施された山陰海岸ジオパークのユネスコ世界ジオパーク再認定審査の結果が、2月26日に発表されましたので、その概要について報告します。

1 審査結果

再認定（グリーンカード）

<提案（ユネスコ世界ジオパーク委員会報告書（抜粋）和訳）>

- 山陰海岸ジオパークは、世界ジオパークネットワーク（GGN）の活動に積極的に参加しているが、他の世界ジオパークと更に姉妹提携を締結するなど、連携を一層強化すること。
- 他の世界ジオパークとのパートナーシップに基づき、ジオパークの国際的な価値を高めるために、世界ジオパークネットワーク（GGN）やアジア太平洋ジオパークネットワーク（APGN）の活動に積極的に参画すること。
- 余部鉄橋の新しいビューポイント（空の駅）は、鉄道に関する地域の歴史や地形地質との関係などがわかる解説パネルやリーフレットを整備すること。
- 地元産品と地質、地域の歴史、文化、自然との関わりを探求するために、地域で活動する人々との協働を更に進めること。
- 玄武洞は、地球の磁極逆転の結果に関する科学的知見を知らせる場所であるため、磁場の役割について訪問者へていねいな情報提供をすること。
- パンフレットや冊子の形で、英語や中国語による解説を増やして欲しい。おそらく、中国語の公式ウェブサイトは、中国人旅行者にとって有益である。
- 砂丘における過去の気候および気候変動の解明に関係することについて、より多くの調査研究がなされるべきである。
- ジオパークエリア内の景観地域間のつながりを分かりやすくするために、景観地域の位置や交通手段を示すパンフレットを用意すること。
- 山陰海岸ジオパークと公式協定によるパートナーになるための必要な基準を策定すること。

（参考：現地審査の概要）

- (1) 日程：平成30年8月6日（月）～9日（木）
- (2) 審査員：Pablo Rivas（パブロ・リバス）氏（スペイン）
盧琴飛（Lu Qinfei：ルー・チンフェイ）氏（中国）

2 今後の予定

報告書の提案については、内容を精査し、山陰海岸ジオパーク推進協議会、構成府県市町等と一層の連携を図りながら取組を進めていきます。

鳥取県消費者教育推進計画の改定（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成31年3月6日
消費生活センター

鳥取県消費者教育推進計画の改定にあたり実施したパブリックコメントの実施結果について報告する。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間：平成31年2月14日（木）～2月28日（木）
- (2) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱
- (3) 募集結果：電子メール2件、ファクシミリ2件、意見箱1件（5名）

2 計画への反映状況と主な意見の内容

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な意見	対応方針	対応
消費者教育の意義	SDGs（持続可能な開発目標）への理解促進に関する記述を追加すべき。	今後の消費者教育を推進するうえで必要な視点であり、改定案に盛り込む。	◎
[重点項目1] 消費生活センターを中心とした体系的な消費者教育の推進	スマートフォンの普及で被害者となる高校生以下の生徒が増えていくので、通話料金を払っている親がいくら月額料金を払っているのかを把握し、フィルタリングサービスに入会すべき。	教育機関と共有させていただく。	－
	裁判所、警察官、行政職員を装って電話をかけてくる犯人がいることを情報媒体を活用して県民に周知すべき。	改定案に盛り込み済み。	○
[重点項目2] 教育機関における消費者教育の一層の推進	2022年の成年年齢引き下げに対応して是非とも取り組むべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	児童・生徒に指導する教職員の消費者問題の研修を定期的に行うべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	子育てを行う親への情報提供を行うシステムづくりを行うべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	学校での子どもたちの情報をPTAや家庭に迅速に提供する仕組みづくりを行うべき。	教育機関と共有させていただく。	－
[重点項目3] 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり	消費者安全確保地域協議会の体制を強化し、被害内容の把握、防止策の策定、検討する現場の代表者等の参加連携を図るべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	金融機関、クレジット会社、コンビニ、携帯電話業者、宅配業者など具体的な被害発生現場の声を吸い上げる仕組みづくりを行うべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	警察、司法関係者との情報共有を図る仕組みづくりを構築すべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	銀行やコンビニ従業員に研修を行い、怪しいと思ったら警察に通報する訓練を行うべき。	警察と共有させていただく。	－
	老人ホームに向かい注意喚起をしていくべき。	福祉関係者と検討を行う。	△
	消費者教育を推進する関係機関・団体との連携に「消費者団体訴訟制度」「適格消費者団体」「特定適格消費者団体」に関する理解や周知がすすむよう、相互の情報共有や連携を図ることを明記すべき。	消費者問題の有効な解決手段として、消費者団体訴訟制度等についての周知を盛り込む。	◎
具体的な取組	職業体験によるお金を稼ぐことの大変さと、節約しながらの消費行動を経験させ、貯蓄と消費の両立の必要性を学ばせるべき。	教育機関と共有させていただく。	－
	地域との連携強化により情報発信、周知及び情報収集を強化すべき。	改定案に盛り込み済み。	○
	推進体制等	教育実践と効果、現実との検証による弾力的対応策を構築すべき。	改定案に盛り込み済み。

3 今後のスケジュール

平成31年3月下旬 計画改定・県ホームページ（とりネット）で公表予定

鳥取県消費者教育推進計画(案)の概要

消費生活センター

【鳥取県消費者教育推進計画について】

消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、県における消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための計画（現行の計画は平成28年3月に策定し、計画期間は3年間）。

○計画改定案の概要

消費者教育の基本的な推進内容を体系的に整理するとともに具体的な取組項目を設定し、計画期間中に特に重点的に取り組む内容（重点項目）と連携させながら総合的に取り組む。

(1) 計画期間：2019年度から2023年度までの5年間

(2) 主な改定内容

ア〔新規〕2022年の成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進

イ〔新規〕教育機関との有機的な連携による継続的な消費者教育体制の構築

ウ〔強化〕思いやり消費（エシカル消費）の実践を意識した消費者教育の推進

(3) 具体的な取組

ア ライフステージやさまざまな場における消費者教育の推進

イ 消費者教育の人材（担い手）の育成・支援

ウ 消費者教育を推進する関係機関・団体等との連携

(4) 計画期間中に特に重点的に取り組む内容（重点項目）

重点項目1 消費生活センターを中心とした体系的な消費者教育の推進

- ・消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口による広報・情報発信の強化
- ・「消費者市民社会の形成」への参画促進
- ・消費生活に関する様々な知識・情報を習得できる機会の拡充
- ・年代・性別やライフスタイルに応じた効果的な広報の実施

重点項目2 教育機関における消費者教育の一層の推進

- ・教育機関における「消費者教育推進法」の趣旨を踏まえた消費者教育実践の働きかけ
- ・消費者教育を行う教職員の指導力向上のための支援
- ・学校で活用できる啓発資料や教材の提供
- ・教育委員会・教育機関との連携

重点項目3 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

- ・高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築
- ・地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターとの連携
- ・特殊詐欺や悪質商法に対する被害防止策の強化
- ・消費者団体等が実施する消費者被害防止のための自主的な活動の支援

消費者教育教材「エシカルソング『お金名人』DVD」の作成について

平成31年3月6日
消費生活センター

エシカル消費（思いやり消費）の普及啓発にあたり、消費者教育教材「エシカルソング『お金名人』DVD」を作成したので、その概要を報告する。

「エシカル消費（思いやり消費）」とは

環境、人や社会、地域にやさしい商品やサービスを選ぶ“思いやり”のある買い物のしかたであり、商品やサービスの生産現場や流通過程等を考えた消費行動。

例えば、環境や人権などを守る企業活動を証明するマークやラベルが付いた商品・地元産の農産物・障がい者雇用企業等の商品やサービス等を選択すること。

1 目的

将来を担う若年層に楽しみながらエシカル消費を理解し、実践してもらえるよう、詩人の谷川俊太郎さんに作っていただいた詩に曲をつけたエシカルソング「お金名人」を活用し、動画による普及啓発を行う。

2 教材の概要

エシカルソングを活用したアニメとダンスを制作し、以下の3種類の映像をDVDに収録した。なお、作成したDVDは、2月末までに県内全ての小学校へ配布した。

(1) エシカルソング「お金名人」オリジナル楽曲アニメ版

日用品等を選ぶ際にエシカル消費の目安となる認証マーク（エコマーク、FSC認証ラベル、鳥取県ふるさと認証食品マーク、国際フェアトレード認証ラベル）を紹介する映像。

(2) エシカルソング「お金名人」アレンジ楽曲ダンス版

アップテンポにアレンジした楽曲に合わせ、学校の授業や行事等でも活用できるダンスを小学生5人が元気よく踊る映像。

(3) エシカルソング「お金名人」30秒テレビスポット

3月1日～9日の間、毎日1回テレビで放映中の30秒スポット映像。

【DVDパッケージ】



【アレンジ楽曲版ダンス映像】



3 今後の展開

(1) DVD教材の学校等での活用促進

配布したDVDを学校現場で実際に活用してもらえるよう、関係者が参加する会議等で周知を行う。

(2) とっとり動画チャンネルへの掲載等による普及啓発

本動画をとっとり動画チャンネルに掲載するほか、県内外のイベント等での放映機会を捉え、全国初のエシカルダンスを活用し、エシカル消費の一層の普及啓発を図る。

鳥取県住宅供給公社の経営健全化方針の策定について

平成31年3月6日
住まいまちづくり課

総務省から、出資する第三セクター、公社等が債務超過等の財政的リスクを抱えている地方公共団体に対して、平成30年度末までに当該出資団体の経営健全化方針を策定するよう求められており、本県で対象となっている鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）について、経営健全化方針を策定したので報告する。

1 経営健全化方針の概要

(1) 公社事業の意義と再生の可能性について

○公社事業の意義：民間による宅地供給が増加した現在、設立当初からはその役割は後退しつつあるが、良好な住環境の宅地分譲など採算性を重視する民間では困難な分野で公社の果たすべき役割は未だある。

○公社再生の可能性：平成24年度に公社が策定した第二次再生計画を踏まえつつ、以下の方策により、2025年度までに債務超過122,013千円を解消し、以降も単年度収支の黒字化は可能である。

方策	概要	収益額
分譲宅地の販売	第二次再生計画の販売計画を見直し、2025年度までに86区画を販売。	32,898千円
きらりタウン赤碓の琴浦町による残区画の買取り	きらりタウン赤碓は開発にあたり残区画が生じた場合は町が買い取る旨の覚書を締結しており、覚書に基づき2022年度末時点の残区画の買取りを琴浦町に要請。	28,572千円
人件費の削減	2021年度までに定年退職する正職員2名を再任用職員に置き換えるなど順次人件費を削減。	63,200千円
新規事業の検討	これまで培ったノウハウを活かし、市町営住宅の管理代行業業、空き家事業など公社として社会的意義が果たせる新たな事業を検討。	—

(2) 県による経営支援の必要性

2028年度までは県貸付金について年1.1億円の返済が可能なので新たな支援は必要ないが、2029年度以降は宅地分譲がほぼ終了し返済が困難になることが見込まれるため、第二次再生計画の改定に合わせて、返済額の軽減など返済計画の見直しについて検討する必要がある。

2 外部専門家による意見聴取

(1) 鳥取県住宅供給公社経営健全化方針評価委員

策定にあたり、3名の委員（不動産鑑定士、宅地建物取引業者、税理士）から意見聴取

(2) 意見聴取の日程

第1回 平成30年11月30日 公社の経営状況、課題、経営健全化方針案の説明及び意見聴取

第2回 平成30年12月26日 第1回の意見を踏まえた修正案の説明及び意見聴取

(3) 各委員からの主な意見及び反映状況

委員からの意見	対応
県貸付金（残高15億円）の毎年1.1億円ずつの返済は、今後どのように返済していく予定か。	2029年度以降は年1.1億円の返済は困難になるので、第二次再生計画及び県貸付金返済計画の見直しが必要であることについて方針に記載する。
「公社の果たすべき役割は未だある」という記載は納得するが、それが具体的に何か考えた時に、山形県公社の空き家除却事業（市町村が寄付を受けた空き家を、委託を受けて解体し、更地として売却）、リノベーションが浮かぶ。徳島県公社の空き家管理サービスも確かにある。	空き家除却事業、空き家管理サービスについては、市町村に意見聴取した結果、ニーズが見込めそうなので、事業化を検討することを方針に記載する。空き家のリノベーションは、公社の現体制では実施困難なので、検討しない。
山形、徳島県公社のような新たな取組については、費用対効果の検討が必要。	事業化の検討にあたっては、公社として取り組む社会的意義があり、収支が成り立つことを前提とする。（大きな収益が見込める事業は民間で取り組むべき。）
広告手法について、新聞よりも複数企業による集合広告（折込チラシ）、HPのリニューアル、モバイル対応サイトの開設等の方が効果が見込まれるのではないか。	新聞媒体中心から複数企業による集合広告の活用、HPのリニューアル、モバイル対応サイト対応等を検討する旨記載する。

3 今後のスケジュール

平成31年3月下旬 ホームページにより公表

1 経営状況、財政的リスクの現状及びこれまでの県の関与

○経営状況、財政的リスク 2015年度までは第二次再生計画に沿って順調な経営を続けていたが、2015～2016年度に特別損失が発生し、2016、2017年度と二期連続債務超過となった。

(2017年度末の債務超過額▲122,013千円)

【特別損失の要因】

岩戸団地道路改修工事(1999～2001年度に公社が施工した岩戸団地の道路工事箇所で道路の一部が隆起する施工不良があり、鳥取市の要請に応じて改修 ▲150,041千円)

年度	経営計画	経営見直しの概要
2003年度	中期的経営計画	中期的経営計画を策定。当面は保有宅地の処分(宅地分譲)に専念。
2008年度	再生計画	県貸付金(約22億円)による金融機関借入金の返済を実施。
2012年度	第二次再生計画	宅地価格の下落により経営について点検し、再生計画を見直し。見直しに伴い県貸付金の変更契約 償還年2億円→1.1億円 利率年0.5%→無利息

○県の公社への関与 県は以下の貸付金により支援。

経営安定化資金(2009年度 約22億円貸付、最終返済年度2032年度)2013年度から無利息、年1.1億円を返済 2017年度末残高15億円、2012年度以降、毎年計画どおりに償還中。

崎津住宅団地資金(1998年度 約17億円貸付、返還年度2032年度)2011年度長期貸付に切替え、無利息 2017年度末残高17億円

2 経営健全化の取組みに係る検討

1) 第二次再生計画の進捗状況

○分譲宅地の販売状況 2012年度に策定した第二次再生計画に沿って販売計画を上回る宅地を販売。

(2013～2017年度 販売計画82区画、実績95区画)

○分譲価格の見直し 周辺の民間分譲宅地を調査し、かい離が著しい場合は分譲価格の見直しを行い、販売促進を図っており、2013年度以降は合計約2億円(▲205,238千円)を引き下げ。

○人件費の削減 2013年度以降も継続。

(2013～2017年度で17,566千円を削減。)

2) 経営健全化の取組みに係る検討

○公社事業の意義 民間による宅地供給が増加した現在、その役割は後退しつつあるが、良好な住環境の宅地供給など民間では困難な分野において公社の果たすべき役割は未だあると考えられる。

○公社再生の可能性 分譲宅地の販売強化、人件費の合理化等の経営改善を行うことで、単年度収支を黒字とし、2025年度には債務超過の解消は可能。さらに新規事業が展開できれば経営強化につながるものと考えられる。

3 経営の健全化のための具体的な対応

1) 債務超過解消に向けた対応(2018～2025年度)

第二次再生計画を見直し、以下の方策により、2025年度までに債務超過▲122,013千円を解消。

<具体的な方策(2018～2025年度)> ()は2018～2025年度の黒字額

○分譲宅地の販売 (32,898千円) 第二次再生計画の販売計画の見直し、費用対効果の高い広告への見直し、集合広告の活用、HPのリニューアル、モバイル対応サイトの開設などを検討し、2030年度の完売を目指す。

(2018～2025年度の販売計画 86区画(保有区画数 2017年度末121区画))

○きりりタウン赤碓の琴浦町による買取りの実行 (28,572千円) 2001年度の開発協定、2012年度の覚書に基づき、2022年度末時点の残区画を同覚書に基づき町に買取りの実行を要請。

(2022年度末の残区画数(見込) 宅地20区画、施設用区画1区画、分譲価格210,834千円(簿価182,262千円))

○人件費の削減 (63,200千円) 2021年度までに退職する正職員2名を再雇用(非常勤職員)に置き換えるとともに、順次職員(非常勤職員2名)を削減していく。

2) 新規事業の検討

○公営住宅の管理受託 これまで県営住宅管理代行で培ってきたノウハウ経験を活かし、市町営住宅の管理代行の受託について、2021年度の事業実施に向けて市町と協議を進めていく。

○空き家除却支援、空き家管理・流通支援事業実施の検討 市町村が所有者から寄付を受けた老朽空き家を公社が委託を受けて除却し、跡地の分譲を行う空き家除却支援事業及び公社分譲団地において遠隔地等に居住する所有者向けの空き家管理サービス事業の実施を検討する。

3) 2026年度以降の経営の方向

2026年度以降は分譲事業を縮小し、以降は賃貸住宅管理、県営住宅管理、崎津ソーラーパークの管理を主な事業とする組織として経営を継続する。単年度の事業収支としては12,140千円が見込まれるので、黒字化は可能である。

2028年度までは、県貸付金(経営安定化資金)年1.1億円の返還が可能であるが、2029年度以降は分譲宅地の販売がほぼ終了し、返済が困難になることが見込まれるため、2028年度を目途に各事業の再点検を行い、抜本的な経営計画の見直しを行う必要がある。

<2025年度時点の年間収支>

- 宅地分譲(年間損益 ▲7,985千円) 残区画数2024年度末18区画 →2028年度末3区画
- 賃貸住宅事業(年間損益 +19,176千円) 公社賃貸住宅は老朽化が進行しているが、必要最低限の修繕を実施し、事業を継続。青谷町、日南町賃貸住宅は市町が一括借り上げ。
- 県営住宅管理受託(年間損益 ±0千円)
- 崎津ソーラーパーク事業(年間損益 +8,243千円) 売電収入の3.75%を公社、県、市がパネル割合で按分
- 事業損益計19,434千円+その他経常収益1,000千円-その他経常費用8,294千円=当期純損益12,140千円

4 県による経営支援の必要性

2028年度までは県貸付金(経営安定化資金)を計画どおり年1.1億円ずつ返済ができるので、県として新たな財政支援は必要ないが、2029年度以降は返済が困難になることが見込まれるため、公社による第二次再生計画の改定に合わせて、毎年の返済額の軽減など返済計画の見直しについて検討する必要がある。

5 法人の財務状況

	項目	金額(千円)		
		2015年度	2016年度	2017年度
貸借対照表から	資産総額 ①	4,075,483	3,891,093	3,658,651
	(うち現金預金)	212,495	299,866	297,357
	(うち分譲事業資産)	1,276,373	1,142,273	959,125
	(うち賃貸事業資産)	2,429,058	2,412,242	2,395,427
	(その他)	157,557	36,712	6,742
	負債総額 ②	4,052,699	3,907,195	3,780,664
	(うち鳥取県の借入金)	3,510,737	3,400,737	3,290,737
	(うち住宅金融支援機構からの借入金)	217,731	214,005	210,173
	(退職・修繕引当金)	199,477	193,119	186,087
	(その他)	124,754	99,334	93,667
	純資産額 ③ (①-②)	22,784	△16,102	△122,013

	項目	金額(千円)		
		2015年度	2016年度	2017年度
損益計算書から	事業収益 ①	395,904	413,624	444,177
	(うち分譲事業収益)	154,679	161,295	191,948
	(うち賃貸管理事業収益)	52,114	51,930	51,914
	(うち県営住宅管理受託収益)	178,731	190,094	189,683
	(その他)	10,380	10,305	10,632
	事業原価 ②	356,879	376,549	426,679
	(うち分譲事業原価)	139,090	146,510	196,679
	(うち賃貸管理事業原価)	39,537	40,426	40,798
	(うち県営住宅管理受託原価)	176,488	187,851	187,440
	(その他)	1,764	1,762	1,762
	一般管理費 ③	8,832	9,408	9,271
	事業利益(損失) ④ (①-②-③)	30,193	27,667	8,227
	その他経常利益 ⑤	873	2,054	969
	その他経常費用 ⑥	41,175	16,312	14,072
	(うち分譲事業資産評価損)	28,291	937	0
	経常利益(損失) ⑦ (④+⑤-⑥)	△10,109	13,409	△4,876
	特別損失 ⑧	1,720	52,295	101,036
当期純損益(損失) ⑨ (⑦-⑧)	△11,829	△38,886	△105,912	

